



## ついに不当解雇撤回裁判の証言台に立った！ 雇用継続は可能だったと稲盛会長が証言

### 尋問のポイントである 今年2月8日 日本記者クラブでの稲盛会長発言



「(解雇した) 160 人を残すことが経営上不可能かという、そうではないのは皆さんもおわかりになるとおもうし、私もそう思いました」

9月30日に行われた客室乗務員原告裁判の証人尋問に、稲盛会長が証人として出廷しました。当日は393人が31席の傍聴券を求めて抽選に並びました。会長の証人尋問については、乗員・客乗両原告から申請していました。会社は会長の証人申請に対し海外出張などを理由に抵抗を示しましたが、最終的には裁判長が「労働者に責任のない解雇をしたのだから、経営トップとして説明する必要がある」として証人採用しました。(尋問内容は乗員原告の裁判にも援用されます)

原告団、航空の仲間、航空外の支援者約300名が裁判所に集まりました。参加された職場のみなさん有難うございました。

証人尋問は会社側からの主尋問、原告側からの反対尋問の順に行われました。会社側の尋問を担当したのは加藤・服部弁護士(元管財人代理)でした。

### ＝まずは会社側からの尋問＝

【会社側弁護士】 整理解雇を決定する権限はあったか？

【稲盛会長】 ありません。管財人が決めた。

【会社側弁護士】 整理解雇を決定する会議の場にいたか？

【稲盛会長】 いました。

【会社側弁護士】 管財人から整理解雇が必要だと説明を受けたか？

【稲盛会長】 受けました。「金融機関にも株主にも大きな負担を掛けた。我々も人員を減らさなければならない」ということです。

【会社側弁護士】 整理解雇を認めた理由は？

【稲盛会長】 人員削減を反故にすれば更生計画が崩れてしまう。

【会社側弁護士】 2月8日の会見での発言は、解雇が不要だったと言いたかったのか？

【稲盛会長】 そうではない。世間にも利益があがっていると知られていたなかで整理解雇をやった。利益が出ていて会計上は雇用を維持することは可能だが、更生計画に基づいてやめるわけにはいかない。「経営上」と言ったが「経理上」ということです。

### ＜解説＞

尋問の冒頭で、「会長には解雇の権限がなかった」、「あくまで管財人が判断した」と、裁判長に対して稲盛会長には責任がなかったという印象付けを狙ったようです。

その他、会長の陳述書に基づいて、JAL再建を引き受けた経緯や、当初の日航の体質は「官僚的、傲慢、教条主義的」と感じ、着任後は社員の意識改革に取り組んだことなどを「私は航空の素人です」と前置きしながら語りました。

核心の2月の発言については「経営上」でなく「経理上」と取り繕いましたが、いずれにせよ雇用を継続できる経営状況であったと認めました。

## ＝原告側からの尋問＝

【原告側弁護士】 8月の会見で4～6月期の営業利益 171 億円と発表し、年度営業利益目標 757 億円を上回ることは十分可能とした。「日経ビジネス」では、10 年度は売り上に対する利益率は 14%で、2 割程度の変動（売り上げの下振れ）に耐えられると述べていますね？

【稲盛会長】 はい。

【原告側弁護士】 4月の社内報で「3月末までの業績は更生計画の目標を大幅に上回る。私たちは想像を絶する厳しい経営環境でも大幅な黒字を残している」としていますね？

【稲盛会長】 はい。

【原告側弁護士】 2月8日の発言は、こうした業績との対応関係で言ったのですか？

【稲盛会長】 当時、利益が出ていたのでそう言いました。

### 誰が見ても雇用継続は可能と認める！

【原告側弁護士】 整理解雇による人件費削減 14.7 億円と、会社の業績を踏まえて、解雇回避は経営上不可能ではないと言ったのですか？

【稲盛会長】 そうです。

【原告側弁護士】 10 年度の実績、純資産は 2200 億円、自己資本比率は 16.5%。更生計画の初年度だけで 12 年度の目標を超過しています。2月8日の発言は、客観的な状況ということですか？

【稲盛会長】 そうです。165 人の人件費とその時の収益力から、誰が見ても雇用を続けることは不可能でないとおもったでしょう。

【原告側弁護士】 更生計画に基づき総人権費を 2755 億円まで削減する目標に対して、実績は 206 億円も多く削減し、2549 億円まで削減していますね？

【稲盛会長】 それは希望退職で、更生計画よりも多くの方が辞めていただいたからだろう。

【会社側 服部弁護士】 異議あり。先ほどからの人件費削減は逆に計画より 206 億円少なかったんじゃないですか??  
(組合注：服部弁護士の勘違いです)

【原告側弁護士】 更生計画で定めた人件費削減目標を 206 億円も超過達成しなければいけない、そのために整理解雇をしなければいけない、そんな計画があったのですか？

【稲盛会長】 知りません。

### ◆大前提となる国会審議

2002 年衆議院法務委員会  
で法務省民事局長の答弁

「更生会社において整理解雇を行おうとすれば、一般の会社における整理解雇と同様の法理が適用されます。従いまして、更生会社であるから整理解雇が法律上容易になることはございません」「一般に判例等で認められております整理解雇を適法とする要件の適用があります」

つまり解雇 4 要件が厳格に適用されなければならないということです。解雇当時の経営状況から、4 要件の中でも「解雇の必要性」がまず問われます。

### ◆更生計画の目標値

【純資産】

10 年度＝ 248 億  
11 年度＝ 822 億  
12 年度＝ 1807 億

に対し純資産 10 年度実績は 2182 億円と、12 年度の目標まで大きくクリア。11 年度末で 2826 億円を見込んでいます。

やはり 2月8日の発言は決定的です。

165 人を解雇する必要のない経営状況であったことをあらためて認める結果となりました。

管財人代理でもあった服部弁護士の勘違いですが、更生計画を 206 億円も超過して人権費削減した事実は、これまでの裁判で繰り返し取り上げられており、服部氏がこれを知らなかったとは大変意外ですね。

## 人員削減は計画を超過達成・・・「知らない」

〔原告側弁護士〕 更生計画では、11年度末までにグループ全体で約32,600人へ削減する目標だったが、実際は31,263人まで、1400人も多く削減しましたね？

〔稲盛会長〕 そう書いてあります。

〔原告側弁護士〕 JAL本体の削減目標1500人に対し、解雇通知の12月9日時点で1696人と196人も多く削減していることはご存じか？

〔稲盛会長〕 管財人がやった。細かいことは知りません。

〔原告側弁護士〕 職種別でも客室乗務員は休職者を除いても669人（目標660人）が退職したことも御存じない？

〔稲盛会長〕 知りません。

〔原告側弁護士〕 人件費の削減目標も、人員の削減目標も、いずれも目標をオーバーして達成していることをあなたは知らないで、自身の陳述書に「更生計画の認可から1カ月もたたないうちに更生計画を反故にすることはできない」と、なぜこんなことを書いたの？

〔稲盛会長〕 更生計画の目標を達成していないと管財人から説明を受けていました。

〔原告側弁護士〕 昨年11月12日、京セラ本社に管財人・機構の幹部が集まって、整理解雇の方針を決めたと報道されているが、当初あなたは整理解雇に難色を示していたのではないですか？

〔稲盛会長〕 難色を示していたわけではありません。整理解雇がどうしても必要であるならば、その条件をお願いした（希望退職と同じに）。整理解雇しないと更生計画の根本が崩れると管財人から言われた。

〔原告側弁護士〕 管財人は、人件費・人員削減がどうなっているか、細かく説明してくれなかった？

〔稲盛会長〕 説明はありません。

〔原告側弁護士〕 なんとか整理解雇を回避したいと思って、管財人と人件費・人員の削減目標について事実を示しながら、検討しなかったのですか？

〔稲盛会長〕 していません。

裁判で会社は一貫して

・更生計画を達成しなければならない

・余剰人員を抱えないのが更生計画の基本コンセプト

・10年11月末の銀行とのリファイナンス基本合意で人員圧縮を約束した

と主張しています。いくら利益が計画を上回ろうと解雇は回避しないということになります。

◆更生計画の記述は？

更生計画には人員削減に関して「早期退職・子会社売却等により、JALグループの人員削減をより推進し、平成21年度末の48,714人から平成22年度末には約32,600人とする予定」と記載があるのみです。

たとえば、なぜすくなくとも更生計画にある「年度末」ではなく「12月31日」に解雇を強行したのか？ほんとうに解雇回避努力を果たしたのか？

会長の証言からは、解雇回避を検討した様子は伺えません。

## 「利益なくして安全なし」(日経ビジネス)のとおり？ 安全AGの提言も御存じないとは・・・

【原告側弁護士】「安全への投資や各種取り組みは、財務状況に左右されてはならない」という提言をご存知ですか？

【稲盛会長】 わかりません。

【原告側弁護士】 (資料を示し) これは09年12月に日航の安全アドバイザーグループの提言です。「財務状態が悪化した時こそ、安全への取組を強化するくらいの意識を持って、安全の層を厚くすることに精力を注がなければならないのである。」こうした提言をご存知なかったのですか

【稲盛会長】 よく知りません。

【原告側弁護士】 航空法103条(本邦航空運送事業者は輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない)はご存知ですか？

【稲盛会長】 今聞かれてもわかりません。

「航空の素人」だからと済まされることではありません。日本航空の経営トップとして1年半以上経過しても、安全AGの提言や、同じく05年の安全トラブルを契機に改定された航空法103条を御存じないとは・・・。

大西社長をはじめ生え抜きのJAL経営陣は、過去の事故の教訓や安全対策を会長に説明しなかったのでしょうか？

会長は「経営のアドバイザー」と述べていましたが、航空運送事業者としての認識が問われます。

## 原告 内田CCU委員長が直接尋問 組合からの申入れはなにも伝わっていなかった！

【原告 内田CCU委員長】 会長就任間もない昨年2月10日、労働組合との顔合わせの場がありました。そのとき「組合と誠実に話し合っていきたい」とおっしゃった。そのときCCUから「労働組合と会長を含む新経営が現場実態を十分に共有する協議の場を設けること」を提案しましたが覚えていらっしゃいますか？

【稲盛会長】 覚えていません。

【原告内田】 あのととき会長はわざわざマイクをとって「一つ一つ御もつともです。そのような方向で改善したい」とおっしゃった。それまでJALの経営からそのような言葉は聞いたことがなかったので大変感激した。しかしその後、組合と協議の場は一度もありませんでしたね？

【稲盛会長】 はい。

【原告内田】 解雇通告の12月9日から解雇強行の12月31日までの間に団交への出席を求めていましたが伝わっていましたか？

【稲盛会長】 よく覚えていません。

【原告内田】 組合から解雇回避方法を提案していたが、聞いていなかったのですか？

【稲盛会長】 聞いていませんでした。

〔原告内田〕 リフレッシュ休職を具体的な解雇回避策として提案していましたが、あなたは耳を傾けてみようとは思わなかったのですか？

〔稲盛会長〕 そういう話は聞いていません。すべて管財人、労務が検討していた。

〔原告内田〕 解雇以外の方法で人員削減が達成できるのであれば、解雇しなくなかったというあなたの思いがかなうのではないですか？

〔稲盛会長〕 これは管財人のマターで、更生計画に基づいてやること。聞いてもいなかった。

〔原告内田〕 正確な情報が伝わっていなかったということになるのかと思うが？

〔稲盛会長〕 そうですね。

## 裁判長の関心も2月のあの発言に 「軽率なことを言った」(稲盛会長)

〔裁判長〕 整理解雇を最終的に決定した会議に出席したとのことですが、その日時、場所は？

〔稲盛会長〕 11月十何日か。場所はJAL本社。

〔裁判長〕 その時のおもな出席者は？

〔稲盛会長〕 片山・瀬戸・中村管財人、JALの幹部。

〔裁判長〕 そのときに会長は、整理解雇を回避できないかと言ったか？

〔稲盛会長〕 胸に詰まっていたが、言いませんでした。

〔裁判長〕 2月8日の記者会見の発言は、この裁判提訴(1月19日)の後。大きな波紋を呼ぶと思わなかったか？

〔稲盛会長〕 軽率な事を言ったと反省した。

当時、乗員組合からもCCUからも解雇回避策を具体的に提案していました。しかし、会長には全く伝わってなかった事がわかりました。

今年1月以降、原告団からも繰り返し直接対話を申し入れていましたが、その件も会長には届いていなかったようです。

今年1月19日に会見で整理解雇について「申し訳ない気持ちでいっぱいだ」「訴訟になっても誠意をもって話をしていく」と語ったのは何だったのか？

稲盛会長は、“すべて管財人がやった”ことであり“詳しい説明は受けていない”として、決定権のない立場であったと強調しましたが、経営トップの会長という職責に加え、整理解雇を最終決定した会議にも出席していたことから考えても、裁判上重要な証言です。なにより整理解雇しなくても問題のない経営状況であったことが法廷で明らかにされました。

裁判は12月にいよいよ結審を迎え、年度内の判決も見えてきました。勝利判決めざして引き続き取り組みへの理解と御協力をお願いします。

運航乗務員原告裁判 結審 12月19日

客室乗務員原告裁判 結審 12月21日

◆勝ち取ろう勝利判決！決起集会 参加をお願いします。

12月6日 18:30～ みらい座池袋(1000人規模)